

# 笠岡市地縁組織との協働システム構築計画

笠岡市

## 1 はじめに

笠岡市も、全国的な地方都市と同様に、年々、少子高齢化や人口減が進んできており、このままでは地域コミュニティの機能維持が難しくなってくることや、それぞれの地域の活力が低下することが予想されます。

笠岡市は、平成20年10月に「笠岡市自治基本条例」を施行し、自治の基本理念は、市民が自ら考え、自らの責任のもとに自ら行動すること、すなわち市民主体の自治であるとしています。その基本的考え方を受けて市民の思い・行動力・可能性を活かせるような政策をつくり、その実現に取り組まなければなりません。

地域コミュニティとの協働は、笠岡市の10年後、20年後のあり方を左右する大切なものであるという認識のもとに、平成20年6月に市民と市職員で構成する「地縁組織との協働システム検討委員会」を設置し、将来を展望する施策づくりに取り組みました。

検討委員会では、

地域を担う組織として、一つは「地縁型組織」(自治会や町内会など地域でつながっている団体)を、もう一つは「志縁型組織」(NPO法人やボランティア団体など特定の目的でつながっている団体)を想定しており、市役所と協働でまちづくりを進めていくことでより良い地域づくりができる。

地域のまちづくりを考えたときに核となる組織は「地縁型組織」であり、地域コミュニティとの協働は、今後の笠岡市のまちづくりの根幹部分を担っていく大切なものである。

この基本的な考え方を共通理解として検討を行い、地域での暮らしを維持していくための地域内の互助的なネットワークの確立と、「市民主体の自治」の考え方を基本とした、「地域と行政がいっしょに地域づくりに取り組む＝協働」のためのあり方を検討しました。そして、平成21年3月31日に「地縁組織との協働システム提案書」を提出しました。

笠岡市は提案書を受けて、その内容を尊重することを基本として、笠岡市内全域で地縁組織との協働を進めるうえでの方向性を示すため、この計画書を作成しました。

今後は各地域で説明会を行い、計画書に準じて取り組んでいこうという地域(モデル地域)を増やしつつ、計画書の内容を検証し必要に応じて修正していき、それぞれの地域の状況に柔軟に対応しながら地域との協働を進めていきます。

## 2 地縁組織との協働による地域づくりの必要性

では、なぜ現時点で地縁組織との協働システムということを考えなければならないのでしょうか。

それぞれの地域で違いはありますが、

- ・地域コミュニティ内の人口減・高齢化の進展
- ・若者の参加が少ないことや組織がないことや、地域のことに積極的に関わる人の減少や高齢化、さらにそれに伴う後継者不足
- ・自治会加入率の低下
- ・地域内の団体同士のつながりが弱い
- ・地域活動をしたいが、お金がない、あるいはだんだんと苦しくなる
- ・一人暮らしの高齢者世帯の増加
- ・耕作放棄地の増加

等の問題は地域で実際発生してきています。これらは一例で、地域によっていろいろな困りごとがあると思います。

このままの状態が続くと地域はどんなことになるでしょうか。住民が少なくなることや住民同士のつながりがさらに薄くなれば様々な地域の活動を行おうとしても年々その実施が困難となり、地域の活力の低下が進むばかりです。また、新たな問題として、空き家や空き地（地域の活性化対策の面と防犯対策の面）、公共交通の問題も発生してきています。もっと身近な例としては、ごみの収集・地域の清掃など、地域で管理しているものの維持さえも対応できなくなるかもしれません。こうなってくるとその地域では住みにくくなり、さらに人口減につながってしまうことが考えられます。今住んでいる人たちが住み続けることができる地域とするために、また次の世代に住みよい地域を残していくためにも、今のうちに何か手を打っておく必要があります。

それではどのような地域を作っていけばよいでしょうか。以前から地域内では、住民同士のつながりや助け合いで地域を支えてきています。人口の減少や高齢化が進む中では、現在のあり方を見つめ直す必要があると思います。より厳しい状況が進んでいることを前提に、地域の現状に合った形で、住民が集まって地域の課題や、やりたいことを話し合い、地域の各種団体の横の連携を強めることなどで、住民の力を結集して、行政との協働により持続的に課題の解決や住民が望む地域づくりをしていけるようなしくみを整備・強化しなければなりません。

また、行政側もこれまでのやり方を考え直していかなければなりません。そもそも市役所は地域のためを考え、地域のために動く存在でなければならないはずですが、実態は国や県の法律や制度の枠などによって、そのことが十分に出来ていたとはいええない感があります。これまで経験したことのない人口減社会への突入や高齢化社会の著しいスピードでの進展、そうした中での地方の時代といわれる社会の創造が求められています。こうした時代の大きな転換点に当たり、お互いに共通の認識と理解のもとに、力をつけた地域と内部の改革を進めた行政が、力を合わせて持続可能な地域づくりを進めていくことで、今住んでいる人たちやこれから笠岡に住もうとしている人たちが笑顔で暮らし、次世代に住みやすい笠岡を残していくことができると考えます。

### 3 地縁組織との協働による地域づくりの方向性

#### ・「話し合いの場」と「人が集う場」づくり

地域で住民同士がつながるためには、まず「場」が必要となります。「場」とは場所の意味もありますが、話し合いをする機会とか雰囲気というような意味も含まれる少し広いものです。話し合いを行うことによって、地域課題が発見されたり、地域づくりの方向性が見えてきます。そして、話し合いを進めるためには、話し合うための組織づくりと集まる場所が必要となります。

#### ・課題の解決や地域がやりたいことを実現する仕組みづくり

困り事や地域づくりへのアイデアが出れば、それを解決したり実現するための仕組みも必要となります。また、その組織に市職員も加わり、連絡調整役を担うことによって事業のより効率的で効果的な実施が期待できます。また、従来の行政サービスの「提供側」と「受け手側」という地域と行政との関係を見直していくきっかけにもなります。

### 4 具体的内容

重要なポイントは「組織」「人材」「資金」「拠点施設」の4点です。いずれも相互に関連しており、欠かすことのできない要素でもあり、どのように構成するかは各地区の実情に合った形で柔軟に対応する必要があります。

## (1) 組織

### ア まちづくり協議会(仮称)

地域の課題や地域の特長を生かした地域づくりについて話し合うための組織として、地域内にある全団体・全住民が構成メンバーとなる、地縁型組織「まちづくり協議会(仮称)」の設立を目指します。

#### (ア) 目的

行政だけでなく、地域の様々な団体も縦割りになっていたりします。そこで、このまちづくり協議会で、地域住民が話し合い、地域で分野や活動を横断・調整する役割を担うことが大切です。

また、地域と市民活動団体や市役所と協働で取り組むことで、持続可能な仕組みを作らなければなりません。

#### (イ) 望ましいエリア

小字・大字エリアでは地域によっては人口も少なく、地域課題を住民が主体となって行っていくには負担が大きく、また、中学校区エリアでは、エリアが広くなることで、地域間の連携が難しくなります。小学校区や公民館区では、地域によっては公民館エリアが広いところもあります。

市内全域のバランスを考えると、行政協力委員長が管轄しているエリアが活動しやすいエリア(想定は行政協力委員長エリア23地区と六島をあわせて24地区)と思われます。行政協力委員長エリアは、ほぼ公民館エリアと同じですが、1公民館エリアに複数の行政協力委員長が管轄するエリアがある場合、あるいは、1人の行政協力委員長が管轄するエリアに複数の公民館がある場合には、地域内・地域間で協議を行い、地域がもっとも活動しやすいエリアを選択することも可能です。

#### (ウ) 組織に求められる機能

- ・地域課題や地域づくりについて話し合いを行う機能

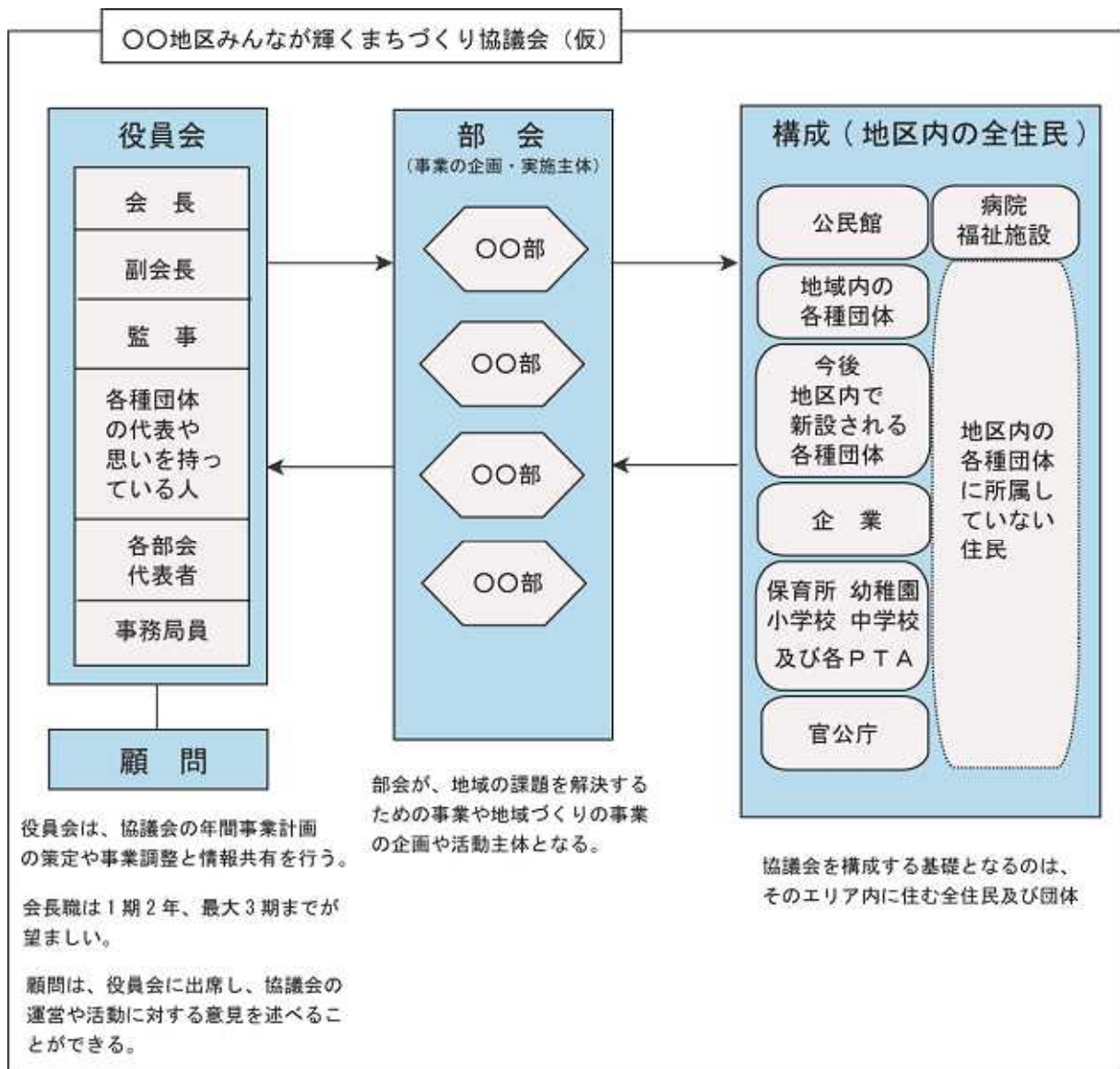
まちづくり協議会は、月に1回程度会合を開き、協議会内で地域課題や地域づくりについて話し合いをしたり、意見の調整を行う。また、協議会として市への提案も行います。

- ・地域課題の解決や地域づくりを主体的に行っていく機能

まちづくり協議会組織内に役員会や部会，顧問といった部門を設置し，なかでも部会が中心となって地域課題解決のための事業や地域づくりのための事業を企画・実施していくことが望ましい。

さらに，将来的には地域計画を策定し，比較的長期を見据えた事業展開を行っていくことが理想的です。

<まちづくり協議会のイメージ図>



## イ 既存組織との関係

### (ア) 行政協力委員制度とまちづくり協議会との関係

笠岡市内の各組単位まで浸透している組織は「行政協力委員」組織しかないことと、行政協力委員の任務である「市民要望及び意見の取りまとめに関すること」、「市の広報事項及び周知連絡事項等の伝達に関すること」、「その他市の発展と市民の福利増進及び公共的募金のとりまとめ等必要と認められること」、「災害救助等の連絡に関すること」といった4つの任務は、まちづくり協議会が設立されても必要な任務であることから、行政協力委員制度の機能と組織は継続します。

### (イ) 公民館とまちづくり協議会との関係

笠岡市の公民館は、これまで地域に根ざした各種事業に取り組み、非常に活発に活動しています。まちづくり協議会が事業を進めていくうえでは、公民館が行ってきた活動から得たノウハウなどを協議会の活動へフィードバックしてもらい、まちづくり協議会とともに地域づくりを進めていくことが望まれます。

地域の運動会を例にとると、地域の世代間交流という目的で事業を組み立てるのであれば公民館の生涯学習事業として行うこともできますし、地域コミュニティの活性化を目的として行うのであればまちづくり協議会で行うこともできます。つまり、まちづくり協議会が設立されると、まちづくり協議会の役員会が地域全体の話し合い・調整の場として機能し、地域で計画する事業1つ1つを、地域の考え方によって公民館で行う方が望ましいのか、まちづくり協議会で行う方が望ましいのかを決めていくようになると考えています。そのため、本制度の導入により、公民館の事業から今行っているような事業がなくなってしまうことはありません。

## (2)人材

### ア 地域内

#### (ア) まちづくり協議会の会長職について

- ・基本として、1期2年で最大3期(6年)まで同じ人が会長を務めることができる。
- ・会長は、協議会の構成員からの互選

職務 : まちづくり協議会を代表し、その業務を総理する。

待遇 : 会長職は有償

非常勤勤務

#### (イ) まちづくり協議会に事務局員を配置する

まちづくり協議会の事務的な業務を中心に、様々な団体との連絡調整、各部会の事業企画づくりやアドバイスなどの業務も担う。

- ・事務局員は、地域在住の人

職務 : 会長の指示を仰ぎながら、まちづくり協議会に関する事務的な業務や様々な団体との連絡調整、各部会の事業企画づくりやアドバイス

待遇 : 事務局員は有償

時間帯を決めて常駐する

地域内の人材については、協議会の運営をスムーズに行うために地域の実情を十分に把握した有用な人材を、それぞれの地域で協議選任してください。

### イ 市役所

#### 地域担当職員制度(仮称)を創設する

目的 : 「地域と行政が一緒に取り組む地域づくり」を進めるため、地域と行政がお互いに情報を共有しながら、これまで以上に身近で強い信頼関係を築き、地域づくりを推進するため。

なお、地域担当職員のみが行政と地域との協働を担うということではなく、市職員全てが、それぞれの職場・業務において「市民との協働」の視点で遂行することが基本で最も大切なことである。

職務 : 地域の会合や行事に参加し、地域と行政との連絡・調整役を担う



行政がもっている情報を地域へ伝え、また地域の意見・情報を行政に反映するように努める。

将来的には、培ったノウハウなどを活かし、地域活動に関するアドバイスをを行う

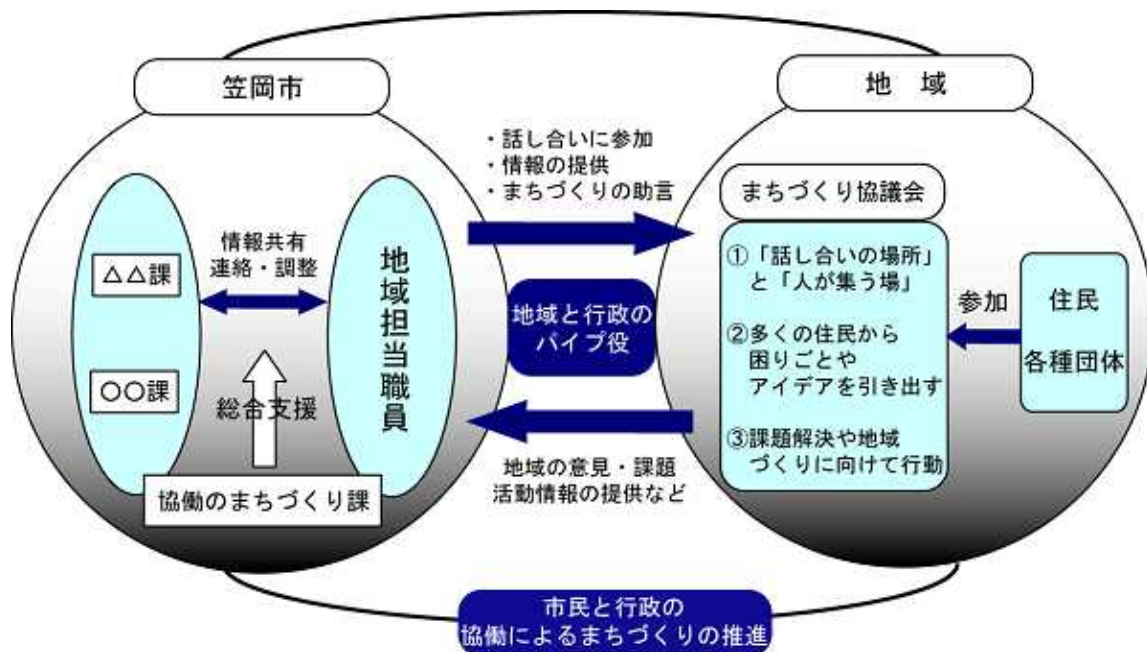
待遇：職務として従事

任期：1期3年（再任を妨げない）

配置人数：各まちづくり協議会に3人以上

配置に対する考え方：まずは、やる気のある職員に立候補してもらい、人数が足りない場合は、市長が選任する。

運用：別途要項等を制定する。



### (3) 資金

#### ア 活動資金

地域活動を行うには資金が必要です。自主的な活動を推進するということから、必要な資金も地域で自主的に何とかする方が良いという考え方もあります。そうしたことも考慮したうえで、税を集めて再分配するという行政の役割から補助金を支出します。

補助の方法は2階建て方式。

### 【1階部分】

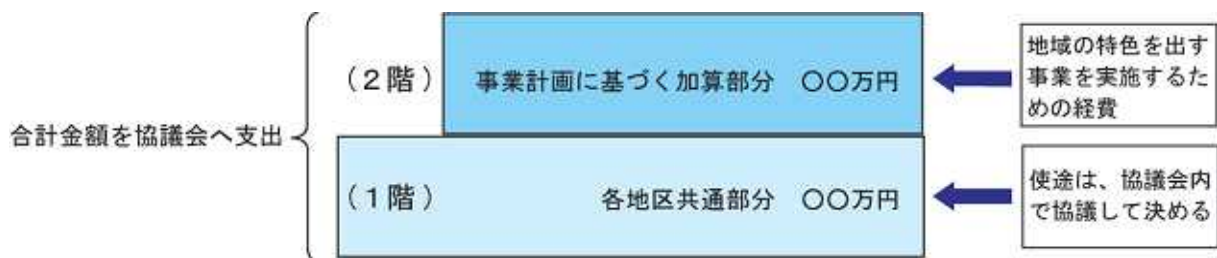
- ・各地区が共通的に必要と思われる資金を準備することを基本として積算し、まちづくり協議会ごとに交付。その用途は行政が決めるのではなく、協議会内で話し合って決める。
- ・1階部分の補助金を2階部分へ流用することはできる。
- ・1階部分の補助金の余剰金は、次年度の2階部分として繰り越すことができる。

### 【2階部分】

- ・2階部分は、地域特有の課題解決や地域の特色を生かした地域づくり計画に基づき加算する。
- ・2階部分の事業の採択や事業費は、市民を中心に構成する第三者機関を設立し審査を行い、決定する。
- ・事業終了時には精算し、余剰金があれば市へ返還する。ただし、複数年にまたがる事業の場合は、繰り越しできることとし、最終年度の事業終了時に精算する。

年度末には、協議会ごとに監査を行い、協議会総会でその結果を報告すること。

<市がまちづくり協議会に支出する補助金のイメージ図>



### イ 財源の確保

「協働」は笠岡市にとって最も重要な事業の一つであることから、選択と集中の考え方のもとで優先的に配分していくこととし、必要な額の予算を確保していくこととします。

### (4) 拠点施設

最近では生涯学習の分野でも個人的生活の充実のための生涯学習というものに加えて、身近な地域の課題解決や地域づくりを目指して、自己の知識、技術、経験を地域社会に役立てる社会的生活の充実のための生涯学習という役割も持つようになってきています。

以前から笠岡市では、公民館は地域の拠点として認知され、館長・主事の方を中心に地域に関するさまざまな活動を長い間活発に行っていました。

こうしたことから、公民館はこれからも地域活動の拠点施設として重要な役割を担い、地域の中心として機能することになると思われます。

ただし、建物の物理的な制約等やむを得ない理由のある公民館もあり、地域の中で他にふさわしい場所がある場合は、そこを拠点施設として活用することも可能です。

例えば、

- ・地区の集会所・公会堂を使用（各地区の自治会と事前協議が必要）
- ・空き家・空き店舗などを使用

などが考えられます。

## 5 最後に

市役所の内部の組織・機構についても、これからの分権時代にあったものに転換していく必要があり、今後、さらに協働によるまちづくりが推進できるように検討していきます。

〒714-8601

**岡山県笠岡市中央町1 -1**

**笠岡市 政策部 協働のまちづくり課**

Tel:0865-69-2123 Fax:0865-69-2184

E-mail:machizukuri@city.kasaoka.okayama.jp